

秋の交通安全県民運動

9月21日(金) → 9月30日(日)

秋は絶好の行楽シーズン、家族や友達と車で出かけることの多い季節です。楽しいお出かけを最後まで楽しいものにするためにも、安全運転を心がけましょう。「お酒を飲んだら運転しない」「暗くなったらライトをつける」「シートベルトをきちんと締める」「お年寄りなど、弱者に優しい運転をする」…これらは皆当たり前のことです。安全運転は、運転技術の上手下手よりも「当たり前の交通モラル・マナー」を守れるかどうかによるところが大きいものです。

飲酒運転を撲滅しよう！

昨年8月の悲惨な事故から1年が過ぎましたが、いまだ飲酒運転事故は各地で発生しています。「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人には飲ませない」の「3ない運動」を徹底しましょう。



高齢者の交通事故を防止しよう！

高齢者が被害者・加害者になる交通事故が全国的に増加しています。一般の運転者は高齢者に対する思いやりの気持ちを忘れずに、高齢運転者は常にゆとりある運転をそれぞれ心がけましょう。

シートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底しよう！

シートベルト・チャイルドシートの着用は、法律で義務付けられています。

エアバッグとシートベルトは、2つ合わせて初めて効果が現れます。正しく着用することで、万が一の事故のときの被害を大きく減らすことができます。



夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の事故を防止しよう！！

日が落ちるのが早くなります。運転者は早めのライト点灯を、自転車や歩行者は、暗くなってからのお出かけには目立つ色の服や、反射材の着用を心がけましょう。

ご存知ですか？ 飲酒運転の厳罰化！

今年6月の道路交通法の改正で、9月19日から飲酒運転に関する罰則が下記のとおり引き上げられます。

| | 運転者本人 教唆者(※) | 車両提供 | 酒類提供 | 同乗 |
|------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 酒酔い 運転 | 5年以下の懲役または 100万円以下の罰金 | 5年以下の懲役または 100万円以下の罰金 | 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金 | 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金 |
| 酒気帯び 運転 | 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金 | 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金 | 2年以下の懲役または 30万円以下の罰金 | 2年以下の懲役または 30万円以下の罰金 |

※教唆者……飲酒運転となることを知りながら、運転者に車を貸したり酒類を提供したりした人のこと

×「ちょっと飲むだけなら大丈夫…」わずかな量の飲酒でも注意力などが低下し、安全運転に大きな影響を及ぼすというデータがあります。

×「飲んで一晩たったし大丈夫…」飲酒運転とは、飲酒後すぐに運転することだけを指すものではありません。「二日酔い」の状態は立派な飲酒運転です。朝早く運転しなければならないときは、前日の飲酒を控えましょう。

飲酒運転は、事故の被害者はもちろんのこと、あなた自身やあなたの家族の一生を狂わせます。絶対にやめましょう。



問い合わせ先 交通事故をなくす小郡市市民運動本部(総務課防災・庶務係) ☎72-2111内線244